

やまなし農畜水産物等マッチング推進事業実施要領

(趣 旨)

第1条 本事業は、伝統野菜など地域特有の優れた農畜水産物等やその加工品の生産者（以下「県産食材生産者」という。）と、地域ならではの食材を求める飲食店や宿泊業者など（以下「飲食店等」という。）を結びつけることにより、県産食材の販路を拡大することを目的とし、県産食材生産者と飲食店等とのマッチングに向け県が実施する、試用のための県産食材（以下「サンプル食材」という。）の提供及び受領については、この要領に定めるところによる。

(対象とする県産食材生産者及びサンプル食材)

第2条 本事業において対象とする県産食材生産者及びサンプル食材については、次のとおりとする。

- (1) 県産食材生産者は、自らが生産・加工等を実施している県内在住者若しくは県内に事業所を置く生産者・加工事業者、又は生産者等で構成された組織であって、山梨県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行）第9条に基づく「山梨県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」2－（4）に規定する暴力団等ではない者。
- (2) サンプル食材は、県産食材生産者により県内で生産された農畜水産物等（ジビエを含む。）又は加工品であることとする。また、加工品は県内で生産された農畜水産物等を主原料とするものに限り、酒類は除く。

(事業内容)

第3条 事業内容は、次に掲げる取り組みとする。

- (1) 県産食材の試食や県産食材を用いたメニュー開発を希望する飲食店等へのサンプル食材の提供
- (2) 県産食材生産者と飲食店等とのマッチングに向け、県又は食材流通コーディネーターが実施する研修会等におけるサンプル食材の提供

(申請手続き)

第4条 前条（1）におけるサンプル食材の提供は、次の手続を経るものとする。

- (1) サンプル食材の提供を希望する飲食店等は、「サンプル食材提供申請書」（様式第1号）を知事へ提出するものとする。
- (2) 知事は、提出があった申請書の内容を審査し、適切であると認めた時は、「サンプル食材提供決定通知書」（様式第2号）により、サンプル食材提供の決定について通知する。
- (3) 知事は、サンプル食材を提供する県産食材生産者と連絡調整を行い、サン

プル食材を飲食店等に送付するとともに、県産食材生産者に対しサンプル食材の提供に要する経費を支払う。

- (4) サンプル食材を受領した飲食店等は、サンプル食材を受領後速やかに「サンプル食材受領書」(様式第3号)を知事に提出するものとする。

(申請条件)

第5条 第3条(1)の申請に係る条件は、次のとおりとする。

- (1) 申請1回当たりで1品目1万円以内(送料込)、かつ、5品目以内とする。

ただし、申請1回当たりの合計金額は3千円(送料込)以上とする。

- (2) サンプル食材の提供は、同一受領者につき、年度内に2回までとする。

- (3) 申請期間は、令和6年9月4日から令和7年2月20日とする。ただし、予算の上限に達した場合には、令和7年2月20日以前に受付を終了する。

(実施報告)

第5条 飲食店等は、提供を受けたサンプル等の試食・試作の実施結果について、サンプル食材を受領した日から30日を経過する日までに、「試食・試作実施報告書」(様式第4号)により知事に報告するものとする。

(その他)

第6条 本要領に定めのない事項で、事業の円滑かつ適正な運営に必要となる事項については、知事が別途定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年8月16日から施行する。